



急募! 嘱託職員 (保育士・幼稚園教諭) 募集

☎ 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線271)

- 採用にあたり随時面接を行います。
- ▶ **職種・募集人員**
須恵町嘱託職員(保育士・幼稚園教諭)
1人程度(定員になり次第、募集を締め切ります)
 - ▶ **採用期間** 採用日～平成31年3月31日(更新可)
 - ▶ **応募要件**
昭和42年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、次の①または②の要件を満たす人
①保育士および幼稚園教諭の両方の資格を持っている人
②保育士資格を持っている人で、平成32年3月31日までに幼稚園教諭の資格を取得見込みの人
※ただし、次のいずれかに該当する人は応募できません。
○日本国籍を有しない人
○地方公務員法第16条に該当する人
 - ▶ **応募方法**
市販の履歴書に必要事項を記入し、資格証の写しとともに子ども教育課に持参または郵送してください。
 - ▶ **採用時給与額** 187,500円(手当含む、昇給あり)
 - ▶ **その他手当および有給休暇など**
須恵町嘱託職員規程により、期末手当、時間外手当、通勤手当を支給します。また、有給休暇・社会保険・雇用保険もあります。

小中学校の 指定学校変更申請について

☎ 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線243)

- 須恵町では、住民登録をしている住所(行政区)により、就学する小中学校を指定しています。しかし、特別な理由などで変更を希望する場合は、申請により学校を変更することができます。
- この申請の受け付けを次のとおり行います。変更を希望する人は、必ず期間内に申請を行ってください。特に、来年4月に新1年生(小学生、中学生)となる人は、新入学などの準備がありますので期間内に必ず申請してください。なお、申請されても変更が認められない場合もありますので、ご了承ください。
- この申請結果は、平成31年2月中旬までにご自宅に郵送で通知します。
- ※新1年生(小学生、中学生)の保護者宛てに、平成31年1月中旬ごろ入学通知書を送付予定です。平成31年1月末になっても手元に届かない場合は、ご連絡ください。**
- ▶ **申請期間** 平成31年1月8日(火)～16日(水) 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)
※平成31年1月16日(水)は夜間役場のため20時まで受け付け。
 - ▶ **持参品** 印鑑
 - ▶ **申請先** 子ども教育課 窓口

平成31年度 償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

☎ 税務課 ☎ 932-1495(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線136・140)

- 償却資産とは、個人または法人で工場や商店などを経営している人、駐車場やアパートなどの不動産を貸し付けている人などが、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具・器具、備品など(土地・家屋を除く)の資産のことで、固定資産税の課税対象となります。
- ▶ **申告が必要な人**
平成31年1月1日現在、町内に償却資産を所有している人、または他の事業者などに貸し付けている人
 - ▶ **申告期限** 平成31年1月31日(木)まで
 - ▶ **申告書の送付**
平成29年度に須恵町の様式を用いて申告された人や、新たに店舗併用住宅や共同住宅などを建てられた人、および須恵町に事業所を開設された人には、12月中旬に償却資産申告書一式をお送りします。
償却資産申告書が届かない場合や、新たに送付が必要な場合は、税務課 賦課係 固定資産税担当までご連絡ください。

●償却資産の対象となるもの(業種別の例)

共通	パソコン、事務机、エアコン、駐車場設備、太陽光発電 など
不動産貸付業	外構工事(門、塀、緑化施設、フェンスなど)、自転車置場 など
小売業	商品陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、自動販売機 など
飲食業	接客用家具・備品、厨房設備、カラオケ機器、日よけ など
工場	受変電設備、加工機械・設備、看板、構内舗装 など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、ミキサー、発電機、ポンプ など
自動車整備業	プレス、オートリフト、充電器、ジャッキ、溶接機、防壁 など
医院 歯科医院	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置など)、待合室用いす など

※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車などは除きます。

新入学準備金(就学援助)受給申請受付について

☎ 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線245)

- 就学援助は、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費・給食費などの一部を援助する制度です。前年所得などによって審査を行い、認定されれば援助を受けることができます。
- この度、平成31年度に新1年生(小学生・中学生)になる児童生徒がいるご家庭へ、就学援助の一部である**新入学学用品費のみ**を平成31年3月に先行して支給を行います。認定を希望する保護者は、期間内に申請してください。
- ▶ **対象者**
○申請期間、須恵町内に住居登録がある人で、平成31年度に須恵町立小中学校に入学する児童生徒の保護者
○就学援助認定基準により経済的に困難と認められる人
※生活保護を受給している世帯は、対象になりません。
 - ▶ **申請期間** 平成31年2月1日(金)～20日(水) 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)
※平成31年2月20日(水)は夜間役場のため20時まで受け付け。
※申請期間を過ぎた場合は、対象になりません。
 - ▶ **申請場所** 子ども教育課 窓口
 - ▶ **持参品** 印鑑、校納金振替口座を希望する通帳
 - ▶ **提出書類** 平成31年度新入学準備金受給申請書(子ども教育課窓口備え付け)
- ※平成30年1月2日以降、須恵町に転入した世帯は平成30年度所得証明書が必要です。
※次の書類をお持ちの人は、各書類の提出が必要です。
●児童扶養手当の証書
●遺族年金・障害年金の受給金額がわかる書類
- 今回はあくまで「**入学準備金のみ**」の申請です。学用品費、給食費などの援助が必要な人は、改めて「平成31年度就学援助制度」の申請(6月予定)が必要です。「新入学準備金の援助のご案内」は平成31年1月初旬に郵送予定の「入学通知書」にも同封します。



☎…問い合わせ先

e-tax(税申告)をご利用の皆さん 電子証明書の有効期限は切れていませんか?

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線111)

お持ちの住民基本台帳カードの電子証明書は、3年の有効期限を経過、または住所変更などにより失効していませんか? 平成31年2月から始まる確定申告でe-taxを利用する場合は、電子証明書が必要です。住民基本台帳カードの電子証明書が失効している場合は、マイナンバー(個人番号)カードを申請する必要があります。マイナンバー(個人番号)カードの発行には1か月ほどかかりますので、早めに申請をお願いします。

- ▶ **マイナンバー(個人番号)カードの申請**
 - ①申請書の住所と氏名に、間違いや変更がないかを確認してください。
 - ②必要事項を記入・捺印し、顔写真を貼付してください。
 - ③申請書部分を切り取り、同封されている返信用封筒で郵送してください。
- ※申請書、返信用封筒がない場合は住民課へお問い合わせください。



☎…問い合わせ先